招福苑入居案内

知夫村高齢者生活福祉センター　招福苑

はじめに

知夫村高齢者生活福祉センター『招福苑』は、村内在住の高齢者の生活を支援するための施設です。社会的孤立の解消やご家族の精神的・身体的負担へのサポート等を目的に設立されました。心身機能の維持・向上を図るための自立支援を心がけています。

利用者の皆様に、この施設の目的に合った生活をしていただくためのルールや手続きが必要となりますので、このしおりで内容をご案内いたします。

名称及び所在地

＊知夫村高齢者生活福祉センター　招福苑

＊〒684-0103
島根県隠岐郡知夫村664番地

＊TEL08514－8－2001

＊FAX08514－2－2076

＊email　chibu-shakyo@ray.ocn.ne.jp

*社協 HP　http://chibu-shakyo.sakura.ne.jp

招福苑（生活支援ハウス）は社会福祉法人知夫村社会福祉協議会が、知夫村より指定管理を受け、管理運営しております。

招福苑での生活について

①郵便物、荷物の受け取りについて

入居が決まりましたら、郵便局及び配送業者へ配達先の変更手続きをお願いします。郵便物の管理が難しい場合は、事務所預かりが可能です。その場合、身元引受人様に取りに来ていただくこととなります。

②食事について

【朝食】6:30　【昼食】11:45　【夕食】17:30

食事時間の変更が必要な場合や、外出・外泊等で食事が不要な時は、必ず職員にお伝え下さい。

アレルギーのある方や、食事形態の変更など希望される場合は、お知らせください。

食事代は１日3食 1,250 円です。外泊等で 7 日以上続けて不要の場合は、不要の日数×1,250 円を当月の食事代から引いてご請求いたします。ただし、朝食後に外泊する場合など１食でも利用された場合は、1 日分請求させていただきますので、ご了承ください。

③入浴について

入浴日は週 2 回、決められた曜日となっております。 決められた日時に入浴することができない場合や、他の日にシャワー浴等を希望される方はお早めに職員へお知らせください。

④夜間の見回りについて

毎日安否確認の為、職員がお部屋を巡回しています。

【午後 9 時、午前 0 時、午前 3 時】

眠っておられる場合は、声掛けはいたしません。

夜間、居室のカギをかけられる場合は必ず職員にご相談下さい。

夜間見回りが不要な場合も、お申し出下さい。

⑤緊急呼び出しボタン(コール)について

居室とトイレに各 1 つ、呼び出しボタンがあります。

必要時にご利用ください、職員がお部屋へ伺います。

⑥洗濯機の使用について

午前 6 時～午後6時まではいつでも使用可能です。向かって右側 2 台をご使用下さい。洗剤などは各自ご用意下さい。

⑦ゴミの出し方について

多目的ホールに共用のゴミ箱が設置してあります。曜日等関係なく、いつでも捨てることが可能です。(村から指定された分別でお願いします) ペットボトルや缶など、リサイクルゴミは中身を綺麗に洗ってから捨てて下さい。

粗大ゴミについては、別途料金がかかる場合がありますので、職員にご相談下さい。

居室料	4,000 円～50,000 円/月（収入により異なります） ＊多床室の場合は 3,000 円～40,000 円
共用費	2,000 円/月
修繕費	1,000 円/月
食事代	1 日あたり 1,250 円
電気代	メーター計測により使用分をお支払いいただきます
消耗品・お茶代	2,000 円/月 消耗品については、メーカーの指定は出来ません
その他	診療代、散髪代、娯楽費等は実費となります
介護サービス利用料	**利用したサービスに応じて（訪問介護サービス等）**

【その他】

・危険物のお持ち込みは禁止しております。
・薬や食品（特に生もの）のやり取りはご遠慮ください。
・お金の貸し借りは絶対にされないようお願いいたします。
・食事はお部屋に持って帰らないで下さい。（食中毒予防の為）
・夜 19:00～朝 6:00 までの間は他の居室への出入りを控えて下さい。

利用料について

招福苑では入居後もできる限り自立した生活が続けられるよう、**『生活リハビリ』**を取り入れた支援を行います。

＊支援が必要な方は、介護保険の**在宅サービス（訪問介護サービス等）**がご利用いただけます。在宅サービスをご利用の際は、**ケアプラン（計画書）**が必要となります。

＊**ケアプラン**とは**「これからどんな生活を送りたいか」**というご本人・ご家族の思いを実現するための**支援内容や目標を定めた計画書**です。

＊介護保険サービスのご利用については、介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談下さい。

『生活リハビリとは・・・』

ご高齢者は加齢に伴い、体力や筋力を含め様々な機能の低下がみられるようになります。体操や運動等で体力の維持を目標としても、継続することが難しいのが現状です。

そこで毎日無理なく、生活する上で必要な動作を、できるだけご自身の力で行うことで、筋力や体力・精神面でのバランスの維持を保つための活動を「生活リハビリ」といいます。

トイレ、着替え、入浴、掃除、洗濯、食事摂取等、日常生活動作そのものをリハビリととらえ、自立した生活を支援するという考え方です。

招福苑入居時に必要な物

上段の色掛け部分は、必ず必要な物です。その他については、居室のタイプやご本人様の身体状況により変わりますので、職員へお尋ねください。

＊防水シーツやオムツなどの介護用品は、招福苑でも販売しております

＊BS 視聴をご希望の方は、BS アンテナケーブルをご準備下さい

＊居室入り口にのれんを付けられる方は、防炎製品又は1m以内の丈のものをご使用ください

持ち物には必ず名前の記入をお願いします					
スリッパまたは上靴	□	湯飲み	□	時計(掛け時計が望ましい)	□
布団一式(掛・敷・枕) 敷パット	□	歯ブラシ・うがい用コップ　入れ歯用品	□	フェイスタオル5．6枚 バスタオル2．3枚	□
布団カバー各 2 枚ずつ ＊シーツのタイプは職員にお尋ね下さい	□	懐中電灯	□	テレビ・テレビ台・アンテナ線	□
衣類	□	居室用ゴミ箱	□	薬	□
寝間着	□	印鑑	□	延長コード	□
スポンジ(食器・シンク等)	□	洗面器・洗身タオル	□	洗濯カゴ・ハンガー・ピンチ	□
台所用品	□	洗濯物干し(ヒモ)	□	トイレ掃除用品	□
汚物用ふた付きバケツ	□	洗濯洗剤	□	トイレマット類	□
衣装ケースまたはタンス	□	冷蔵庫	□	入浴用カバンまたはカゴ	□
イヤホン・電気毛布	□		□	入院セット(大きめのカバン)	□
	□		□		□

苑内の年間行事

＊季節行事（餅つき、お花見ドライブ、クリスマス会、敬老会等）

＊お茶会（不定期開催のだんだん喫茶、誕生会など）

＊地域行事への参加（お大師さん、蛇巻きなど）

招福苑の日頃の様子は社協ホームページのブログをご覧ください

http://chibu-shakyo.sakura.ne.jp

よくある質問

Q1、洗濯や居室の掃除はしてもらえますか？

A1、ご自分で掃除や洗濯が難しい場合は、介護保険サービスをご利用いただけます。ケアマネージャーにご相談下さい。

Q2、買い物の代行はしてもらえますか？

A2、代行可能です。介護保険サービスで対応いたします。ケアマネージャーにご相談ください。

Q3、苑内で散髪のサービスはありますか？

A3、招福苑には散髪サービスはありません。 外出することで気分転換や他者との交流の機会も得られる為、理髪店に行かれることをおすすめします。ご自分で散髪に行くことが難しい場合は、スタッフにご相談下さい。

Q4、受診の付き添いはしてもらえますか？

A4、緊急時以外の受診については、基本的に身元引受人の方にお願いしております。普通車に乗る事が難しい場合や、付き添いが難しい場合はスタッフにご相談下さい。 島前病院等の入院付き添い、手続き、洗濯支援についても身元引受人の方にお願いしております。

Q5、入浴の回数はどのくらいですか？

A5、基本的に週 2 回となりますが、その他の曜日も希望があれば入浴ができます。指定の曜日に入浴ができない場合は、スタッフにご相談下さい。 お一人での入浴が難しい場合は、介護保険サービスがご利用いただけます。ケアマネージャーにご相談下さい。

Q6、喫煙、飲酒はできますか？

A6、喫煙については主治医の許可があり、ご自身で管理が可能な方に限り認めておりますが、防災の観点から、時間や喫煙場所については決められたルールを守っていただきます。建物内での喫煙は禁止しております。

飲酒についても主治医の許可があり、ご自身での管理が可能な場合に限り認めております。 他の入居者さまのご迷惑とならないようお願いいたします。

飲酒量に関しては、主治医の意見に準じて管理させていただきます。

Q7、自由に外出・外泊はできますか？

A7、可能ですが、ご家族の同意が必要な場合もあります。外出や外泊時の事故等につきましては、苑では責任を負いかねますのでご了承下さい。

Q8、入居時に部屋は選べますか？

A8、入居される方が選ぶことはできません。お部屋のタイプが数種類ありますが、ご本人様の身体状況等を確認し、適切な居室を検討いたします。また入居後も、心身状態等の変化により居室の移動をお願いする場合があります。

Q9、ベッドや車いすが必要になったらどうしたらいいですか？

A9、介護保険の福祉用具及び招福苑の福祉用具のレンタルサービスをご利用いただけます。ケアマネージャーご相談下さい。

介護保険サービスのご利用については、介護支援専門員にご相談ください

知夫村社協居宅介護支援事業所　　TEL8－2270

知夫村立地域包括支援センター　　TEL8－2211（知夫村役場）